

2025年2月

令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により  
被害を受けられました皆さまへ

全管協少額短期保険株式会社

### 火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

このたび令和7年2月17日からの日本海側を中心とした大雪により被害を受けられた皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用決定を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆さまに対し、下記の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただくことといたしましたのでご案内申し上げます。

#### 記

##### 【災害救助法適用時の特別措置】

災害救助法適用地域内にお住まいの皆さまを対象に火災保険の更新手続き（契約のお申込み及び保険料のお支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2カ月間猶予させていただきます。この措置の適用をご希望のご契約者さまは、弊社担当窓口までお申し出ください。

##### 《弊社担当窓口》

お客さま相談窓口:0120-329-431

受付時間:9:00~18:00(土・日・祝日、年末年始の休業日を除く)

#### ■災害救助法適用地域と法適用日

適用地域		法適用日
青森県	青森市（あおもりし） 弘前市（ひろさきし） 黒石市（くろいしし） 五所川原市（ごしょがわらし） つがる市（つがるし） 平川市（ひらかわし） 西津軽郡鰺ヶ沢町（にしつがるぐんあじがさわまち） 中津軽郡西目屋村（なかつがるぐんにしめやむら） 北津軽郡板柳町（きたつがるぐんいたやなぎまち） 北津軽郡鶴田町（きたつがるぐんつるたまち）	2025年2月25日（火）

新潟県	南魚沼市 (みなみうおぬまし)	2025年2月20日 (木)
-----	-----------------	----------------

以上